

皆さんの大切な1票を！

4月は

統一地方選挙



今年は、統一地方選挙の年です。北海道知事・北海道議会議員選挙は4月7日が投票日。また、木古内町議会議員選挙は4月21日が投票日です。棄権することなく、大切な1票を投票しましょう。

木古内町で投票することができる方

今回の選挙で投票することができる方は、次の要件を備えている必要があります。

■北海道知事選挙

○住所要件 平成30年12月20日までに木古内町へ転入届を提出した方

○年齢要件 平成13年4月8日以前に生まれた方

■北海道議会議員選挙

○住所要件 平成30年12月28日までに木古内町へ転入届を提出した方

○年齢要件 平成13年4月8

日以前に生まれた方

■木古内町議会議員選挙

○住所要件 平成31年1月15日までに木古内町へ転入届を提出した方

○年齢要件 平成13年4月22日以前に生まれた方

入場券を忘れずに

いずれの選挙も木古内町で投票できる方には、木古内町選挙管理委員会から入場券が郵送されます。

有権者本人であることや重複による投票を避けるため、投票所において選挙人名簿と対照します。入場券に記載さ

れた投票所以外では、名簿と対照できないため、入場券に記載してある投票所で投票してください。

入場券を紛失した場合でも投票することはできませんが、紛失しないよう大切に保管してください。

万が一、紛失した場合は、選挙管理委員会または投票所の係員に申し出てください。

住所要件以降に転入した方は

住所要件の月日以降に道内の他の市町村から木古内町に転入届を提出した方は、前住所地での投票となります。このため、投票日当日に決められた投票所での投票、前住所地の期日前投票所での投票、または不在者投票での投票となります。

期日前投票及び不在者投票をする場合は、役所の住民票発行窓口で発行する「引き続き北海道内に居住している証明書」が必要になりますが、詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。なお、町議会議員選挙は、投票することができません。

木古内町議会議員選挙 立候補予定者説明会開催

木古内町議会議員選挙に立候補を予定している方々を対象に、次のとおり説明会を開催します。

説明会では、立候補に必要な各種届出用紙を配布し、選挙管理委員会や警察署、郵便事業株式会社から記載方法や選挙運動の注意事項など、立候補に関する説明を行います。

立候補を予定している方や代理の方は出席されるようお願いいたします。

■日時 3月13日(水) 14時から

■場所 木古内町産業会館3階第1研修室

18歳以上の方が有権者となります。
※誕生日により投票できる方とできない方がおりますのでご注意ください。

